家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型
事業所設置の手引き

令和８年４月改定

仙　　台　　市

家庭的保育事業とは

生後８週間から満３歳未満の乳幼児を，少人数の家庭的な雰囲気の中で保育する「家庭的保育事業（※１）」又は「小規模保育事業Ｃ型（※２）」があります。

（※１）「家庭的保育事業」とは・・・家庭的保育者の認定を受けた者が，居宅等で，満３歳未満の乳幼児を最大５人まで保育する事業

（※２）「小規模保育事業Ｃ型」とは・・・家庭的保育者の認定を受けた２名が共同で，満３歳未満の乳幼児を最大１０人まで保育する事業

１　概要

（１）対象事業

① 家庭的保育事業

② 小規模保育事業Ｃ型

（２）開設場所

仙台市内

（３）事業開始時期

毎年４月１日

２　設置資格

社会福祉法人又は学校法人以外の者は下記に該当すること。

（１）経済的基礎を有すること

① 家庭的保育事業又は小規模保育事業Ｃ型の年間事業費の１／１２を普通預金等で自己所有していること

② 財務内容が適正であり，家庭的保育事業を又は小規模保育事業Ｃ型を経営することに支障をきたす恐れがないこと

※「支障をきたす恐れがないこと」については，提出された財務諸表等に基づいて総合的に審査いたしますが，この要件に適合しないと判断するポイントの一例として「債務超過の状態にあること」がございます。

③ 設置者が他事業を行っている場合，家庭的保育事業・小規模保育事業以外の事業を含む設置者全体決算において直近３会計年度において連続して損失を計上していないこと

④ 家庭的保育事業又は小規模保育事業Ｃ型を賃貸借物件で行う場合，賃借料が地域の経営水準に照らして適正な額以下で、貸主が家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型を実施することに承諾し、安定的に保育事業を行うことができる契約であること

（２）社会的信望を有すること（法人の場合は経営担当役員）

① 暴力団との関係を有していないこと

② 保育事業において改善勧告を受けたことがある場合は，改善が行われたと認められており，かつ改善勧告を受けた日の属する年度から５年間に達する日の属する年度を

経過していること。

③ 市税・消費税・地方消費税を滞納していないこと

（3）家庭的保育者を配置できること

3　設置物件の確保

不動産を新たに取得又は賃借する場合には，事前協議書提出時点で取得又は賃借が確実に見込まれることが必要です（別添様式により確約書を提出いただきます)。

また，土地や建築に関する関係法令等について十分確認をしてください。

4　認可・確認について

事業者が新制度における公費の給付対象である「特定地域型保育事業」として位置づけられるためには，児童福祉法等を根拠とする事業の「認可」と，子ども・子育て支援法による「確認」（子ども・子育て支援法第 31 条，43 条）の両方を受けることが必要になります。

（1）認可

認可は「1　設置資格」の要件に加え，**別添資料１－１「家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準」**または**別添資料１－２「小規模保育事業Ｃ型の設備及び運営に関する基準」**（以下，「基準」という。）を満たす必要があります。

（2）確認

確認は，認可事業者に対して，給付費の対象となることを確定する手続きです。認可後，申請に基づき給付の対象となることを審査し給付費を支払います。

5　運営方法

（1）定員

① 家庭的保育事業　　１人以上５人以下

② 小規模保育事業Ｃ型　　６人以上１０人以下

（2）保育児童

① 概ね生後８週間から満３歳に達した日以降の最初の３月３１日まで。

② 仙台市内在住の３号認定(満３歳未満児で保育が必要と認定を受けている)の児童。

（3）保育日及び保育時間

① 保育日　　月曜日から金曜日　※土曜日は任意
（国民の祝日及び１２月２９日から１月３日を除く）

② 保育時間　１日８時間以上とし，利用者の状況等を考慮して事業者が定める。なお，「保育標準時間認定」を受けた乳幼児を保育し，かつ，延長保育を実施する場合は，保育標準時間を１１時間設定とすること。

（4）保育乳幼児の食事

家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型は，いずれも自園調理で提供します。調理業務

の委託や搬入施設からの給食搬入は認められません。

（５）保育料

① 保護者負担額は，別添資料２－１「教育・保育給付認定における利用者負担額等（月額）（令和７年度版）」のとおりです。

② 延長保育料，一時預かり保育料は，別添資料２－２「延長保育料・一時預かり保育料について」のとおりです。

③ 入園料，冷暖房費，食材料費などの保護者負担は認められません。

（６）給付費等の使途について

① 会計処理については，整備する経理規程に基づき，処理することとなります。

② 家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型を実施する事業所ごとに会計処理することとなります（会計期間は４月～翌年３月）。

（７）給付金の返還

虚偽の申請を行った場合等，不適切な取扱いと認められる場合には，給付費の一部又は全部について返還を命じます。

（８）立入検査等

仙台市は，家庭的保育事業者・小規模保育事業Ｃ型事業者が適正な保育を実施しているか調査・確認するため，必要な事項についての報告を求め，立入検査を行います。また，立入検査の結果，必要がある場合は，改善指導等を行います。

（９）指導事項の遵守

認可後の運営については，保育面での指導のほか，決算を始めとする会計処理等について本市の指導に従う必要があります。

(10) 認可の取消し

認可を継続することが不適当と認められる事由が生じたときは，認可を取り消す場合があります。

６　入所の手順

（１）情報提供

施設より提供のあった情報（施設概要や入所可能情報等）については，市のホームページ，各区役所・総合支所等で公開します。

（２）利用申込等

市の利用調整のもと，保護者が自ら施設を選択のうえ契約する直接契約となり，正当な理由がある場合を除き施設に応諾義務が課されます。

【利用までの流れ】

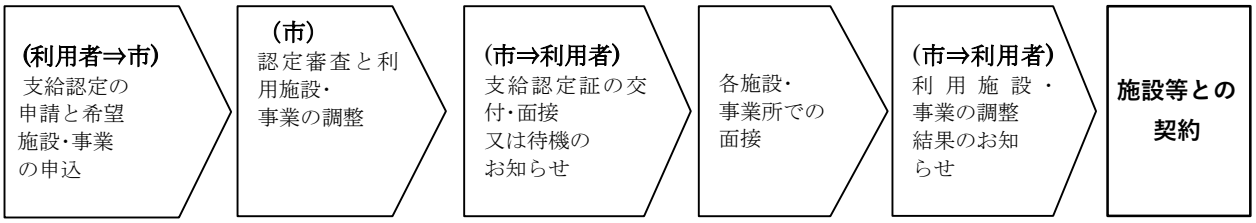

（３）利用契約

利用者と設置者において，両者の合意に基づき書面により利用契約を締結します。また，保育料は施設が利用者から直接収納します。

７　給付費

新制度では保育施設及び事業に対し，国が定める公定価格に基づき給付費をお支払します。給付額は地域区分や利用定員，認定区分による基本額（児童一人当たりの単価）と，職員配置や開所時間による加算額により決定します。

【イメージ】

「給付費」は右図のように公定価格から利用者負担分を引いた額です。

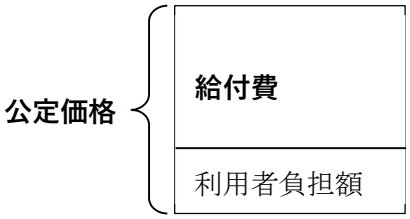

８　資金計画

・認可に必要な財源についての資金計画は，別紙５により提出いただきます。

・常に保有しておく必要がある自己資金（年間事業費の１／１２）については，「預金通帳の写し」等の根拠資料の提出が必要です。

・収入（＝年間事業費）は，こども家庭庁 HP（https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido）に掲載されている「公定価格に関する情報」に係る通知等を確認の上，試算してください。通知等の内容でご不明な点があれば，本市認定給付課給付係（022-214-8524）にお問い合わせください。

９　申請方法

（１）受付期間

仙台市ホームページに公表のとおり。

※受付期間は年度により変更となる可能性があります。都度ホームページをご確認いただくか，当課へお問い合わせください。

※受付最終日は１７時まで幼保企画課必着

（２）提出書類

別添資料８　「提出書類一覧及び提出の際のまとめ方」のとおり

- 協議書提出までに補助者・調理員が決まらない場合は，９月末までに決めること（補助者については当年度中に支援員研修を受講修了すること）。
- 仙台市が必要と認める場合は書類の追加提出を求める場合があります。提出された書類は，理由のいかんを問わず返却いたしません。

（３）提出方法

持参または郵送

（４）提出先

〒９８０－００１１

仙台市青葉区上杉一丁目５-12　上杉分庁舎７階

仙台市役所こども若者局幼稚園・保育部幼保企画課　宛

電　話：０２２－２１４－８７５３

ＦＡＸ：０２２－２１４－８４８９

メール：kod006162@city.sendai.jp

１０　開所までのスケジュール※1

時　期	内　容
本年　４月～※2	事前協議及び設置事前協議書類受付開始
～５月	設置事前協議書類の提出締切
６～７月中旬	実地調査等①，公立保育所実習②
７月	選考試験③
８月	認定候補者の決定及び認可見込み事業の決定④※3
	次年度向け保育利用施設等一覧の記載内容照会※4
12 月	新設保育施設等研修会（12 月中３日間程度）※5
翌年　～１月中旬	認可申請書・確認申請書提出
１月～２月	認定証交付式及び事務説明会
２月～３月	完了検査
３月	施設の審査等を経て認可・確認
４月１日	事業開始

※1　スケジュールは目安であり，変更となる場合があります。
※2　家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型の設置にあたっては，円滑に手続きを進めるため，事前申請前に必ず事前協議をしていただくようお願いしております。事前協議の際には，あらかじめ電話などでご連絡の上，日程調整を行ってください。
　また，事前協議は，施設の設計や工事を担当される方だけではなく，必ず施設を運営する事業者が来庁するようにしてください。
※3　保護者向けの入所申込手続き案内資料等に掲載するため，認可見込み決定後の計画の撤回や開所時間の短縮等の変更は，原則として認められません。運営条件については十分にご検討の上，申請いただきますようお願いいたします。
※4　事前協議結果通知で本市と協議を続けていく施設として決定しましたら，整備を伴う施設は，施設整備に着手してください。必ず開所年度の４月１日に整備が間に合うよう，余裕ある計画で整備を行ってください。また，実際の建築にあたっては，建物の用途や建築確認までの手続きなど，必要な調整を十分に行ってください。
※5　12 月中に新設保育施設等研修会を実施します（３日間程度)。施設長及び調理員向けの内容もございますので，仙台市内で初めて保育事業を行う施設につきましては，極力施設長予定者及び調理員予定者本人にご出席いただけるよう調整のほどお願いいたします。

設置事前協議書等の提出以降の①～③においては，下記の内容について実施予定です。

（１）審査過程

① 実地調査等【６月～７月】
○事業を実施する場所が基準を満たしているか確認するため，運営支援課職員及び幼保企画課職員が現地を訪問します。

② 公立保育所実習【６月～７月】
○健康診断（検便を含む）を受診の上，公立保育所実習（１日）を行います。

③ 選考試験【７月】
○試験日程　毎年７月（年度により変更となる可能性があります。）
○試験内容　筆記試験（作文)・面接試験
○注意事項
・申請人数によって，試験日程を変更する場合があります。
・面接試験の中で「子育てに関する基礎的知識」についても質問します。
※実地調査，保育所実習及び選考試験の詳細については，後日「受験のお知らせ（受験票)」を送付します。

④ ○認定候補者の決定及び認可見込み事業の決定【８月】
・①～③及びその他審査の結果により，認定候補者の決定及び認可見込み事業を決定します。

⑤ 認定証交付式及び事務説明会【１月～２月】
・認定に必要な研修を全て受講した認定候補者について，正式に家庭的保育者として認定いたします。また，開所に向けた事務説明をいたします。

（２）認定に必要な研修について

（１）④で認定候補者となった方には，家庭的保育者として必要な知識や技術の向上を習得するため，研修を受講いただきます。

① 認定研修【８月～11 月頃】

○保育士　任意

○保健師，助産師，看護師，准看護師，幼稚園教諭の資格を有する方

・保育の知識　４０時間

・保育実習Ⅰ　６日間

○子育て経験のある方

・保育の知識　４０時間

・保育実習Ⅰ　６日間

・保育実習Ⅱ　２０日間

② 子育て支援員研修地域型保育研修【開業の前年度中】（別添資料４）

○基本研修（８時間）

子育て支援員として必要な基本的知識，原理，技術の修得

○地域保育専門研修（２１．５時間）

基本研修を修了した者で地域型保育に従事するために必要な専門的知識，原理，技術の修得

○保育所実習　２日間

③ 家庭的保育事業所・小規模保育事業Ｃ型事業所における実習　各１日

【９月～11 月頃】

◎家庭的保育者及び家庭的保育補助者認定フロー図

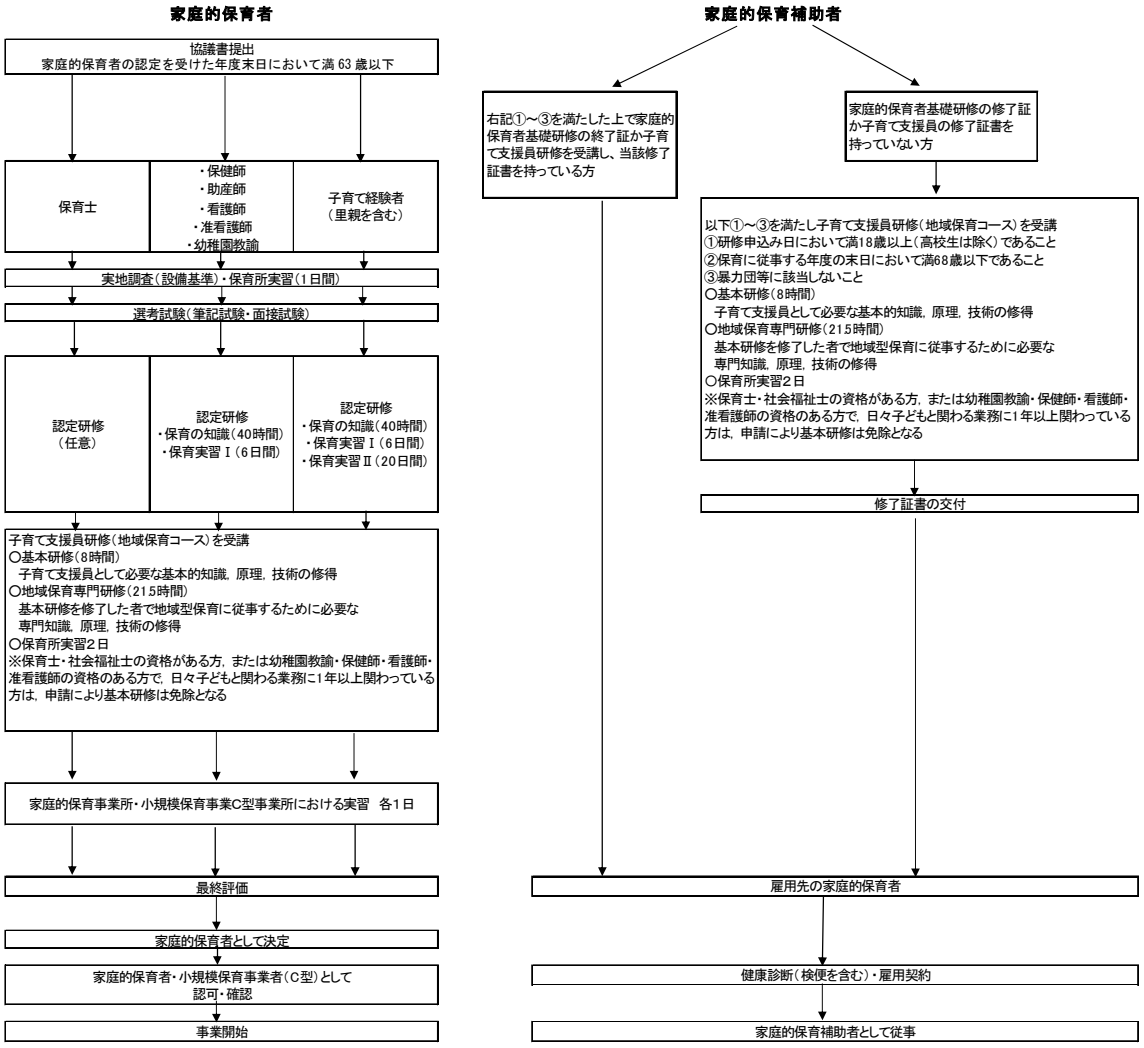

※スケジュールは目安であり，変更となる場合があります。

１１　留意事項

（１）制度の詳細について

家庭的保育事業，小規模保育事業Ｃ型の詳細な事項は，本市条例等のほか，今後国から示される事業の取り扱いに関する通知等に基づくこととします。本手引きは認可・認定等に係る要点（重要な点）をまとめたものですが，必要事項を全て網羅したものではないため，関係法令等を漏れなくご確認いただきますよう，お願いいたします。

（２）連携施設等について（別添資料５－１，５－２参照）

地域型保育事業の連携施設については，令和12年度から義務化されることとなっておりますので，「地域型保育事業者における連携施設に関するガイドライン」に基づいた保育内容の支援，代替保育の提供及び卒園児童の受け皿を担う連携施設を設定する

必要があります。家庭的保育事業者については，保育内容の支援及び代替保育の提供は，原則として公立保育所が担うこととしています。

※ 公立保育との連携

・ 連携保育所（最寄の公立保育所）が，子育てに関する情報を提供し，育児・保育に関する技術的な支援を行います。また，保育所の園庭開放や行事への招待等による交流を行っています。

・ 代替保育

代替保育所（一時保育を実施している公立保育所）において，年７日及び忌引き等に必要な日数については，保育乳幼児の代行保育を実施します。

【連携施設の経過措置期間について】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年４月 30 日付厚生労働省令第 61 号）において，連携施設の義務化がされる令和 11 年度末までの間は「経過措置期間」として，連携施設を設定しないことができる期間とされています。

各施設におかれましては，令和 11 年度末までに卒園後の受け皿につきまして連携施設の確保をお願いします。

（３）基準等の変更の可能性への対応

今後，国が示す制度の内容により基準等が変更となった場合，変更への対応等については施設の責任により行うこととし，市はその損害等を補償しません。

（４）設置のための費用及び家庭的保育事業，小規模保育事業Ｃ型にかかる施設改修費等について

協議者は，認可に係る協議が整わない場合や協議が途中で終了する場合を念頭におき，協議時点での不動産の売買，借地借家契約，金融機関からの借入，建物の整備に係る設計業務への支出等については慎重に判断してください。協議のために要した費用については全て協議者の負担とし，市は補償しないものとします。また，家庭的保育事業，小規模保育事業Ｃ型を実施するために必要となる改修費等についての補助はありませんので，施設の整備に係る費用は全て協議者の負担となります。

（５）継続的な事業の運営について

事業開始後，児童が入所している場合，すべての児童が卒園等により在籍しなくなるまでの間は，原則として事業を廃止および休止することはできません。設置地域周辺について十分に調査し，事業の継続性について検討いただいた上で，事前相談および協議申請を実施いただくようにお願いいたします。

（６）個人情報等の取り扱い等について

事業申請書等の提出された書類は，理由の如何を問わず返却いたしません。

また，応募に際し記載された個人情報・法人情報は，本事業の事業者選定に関する範囲内のみで使用します。当該個人情報については，個人情報に関する法令，条例及び規定により適切に管理を行い，法令等による除外事項を除き，目的外利用及び第三者提供を行うことはありません。

（7）その他

開所にあたっては、防犯設備の設置等についてもご検討いただくなど、こどもにとって安全な保育環境の確保に努めてください。